

感染症から
いのち・暮らしを守る

新型コロナをのりこえる お役立ち情報

相談先・
制度紹介

新型コロナウイルス感染症の日本国内での感染確認から3か月。市民生活、地域経済への影響は、ひきつづき深刻です。

日本共産党は国・県・市が連携しながら、「外出自粛・休業要請と一体の補償」を求めています。当面の暮らしや営業を守るために活用できる制度の一部をご紹介します。ぜひご活用ください。



感染かも…まずはお電話を

息苦しさ、だるさ、発熱、風邪症状が続く方、高齢者や基礎疾患がある方は早めに相談を！

● 大津市保健所相談センター

日中：毎日 8 時 40 分～20 時 077-526-5411

夜間：毎日 20 時～翌朝 8 時 40 分

080-2409-1856

大津市独自の中小事業者への支援策

受付窓口：市商工労働政策課 077-528-2754

● 小規模事業者応援給付金

売上額が減少した小規模事業者（従業員数：製造業その他 20 人以下、商業・サービス 5 人以下）及び、個人事業主に対し、売上減少の割合に応じ現金給付を行います。

金額（上限）：売上減少率 50%以上は 30 万円、30%以上は 20 万円
※5 月 25 日募集要項交付・受付開始、6 月上旬より給付金の支払い開始

● 中小企業助成金 事業所税の一部を助成

売上額が減少し、セーフティネット保証※で資金の借入れを行っている事業所税納税義務者のうち中小企業者を対象に、売上減少率に応じて助成します。 ※中面をご覧ください

金額：売上減少率 50%以上は全額、30%以上は 1 / 2

1 人 10 万円・特別定額給付金

給付金の受け取りに必要な申請書が、世帯主宛に 5 月下旬に発送され、返送後、6 月中旬からの支給となります。

受け取りを急がれる方は ↓

5 月 13 日から 29 日まで大津市ホームページに掲載されている申請書（氏名等の記載がないもの）を印刷し、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して郵送することで、5 月末から指定口座に振り込まれます。

※ホームページの用紙を利用できない方は、連絡すれば申請書が郵送されます。 連絡・問合せ先：特別定額給付金室 ☎ 528-2923

※マイナンバーカードによるオンライン申請も可能ですが、トラブルが多発しています。偽の詐欺サイトも多く確認されており、注意が必要です。

代理申請をかたる詐欺にご注意ください！

日本共産党大津市会議員団

2020 年 5 月 19 日 ver.
077-525-1500

感染予防、気になる症状がある場合

総合相談ダイヤル	こんなときどうしたら?など、困ったときの相談	一般電話相談(保健予防課) 077-522-7228 平日 8時40分~17時25分
感染の疑いがあるとき	※このリーフの表面をご覧ください	
聴覚に障害のある方など	FAXでの相談： 077-525-6161 テレビ電話を利用できる方は上記「総合相談ダイヤル」でも対応しています。LINEを使用できる方は、登録をしていただく「おおつ手話サービス」がご利用いただけます。	

生活のための給付金など

特別定額給付金 国民1人10万円の給付	在留期間3カ月以上の外国人も対象。DV避難者、ホームレスの方は市役所にご相談ください。生活保護世帯では収入認定されず、保護費が差し引かれることはありません	市特別定額給付金室 077-528-2923 総務省 コールセンター 03-5638-5855
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給(申し込み不要)	市福祉子ども部子ども家庭課 077-528-2804
傷病手当金	感染または感染の疑いで会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給(国民健康保険も制度ができました!)	国保：市健康保険部保険年金課 077-528-2750 、協会けんぽ：滋賀支部 077-522-1104
生活保護	厚労省は「保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、「速やかな保護決定」、自動車保有などの弾力運用も示しています。まずはご相談を	市福祉子ども部生活福祉課 077-528-2743

住居で困ったら

住居確保給付金	収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給	市福祉子ども部生活福祉課 077-528-2743
県営・市営住宅の一時使用	解雇または雇止めなどで住居の退去を余儀なくされた方が対象。市の場合は原則6か月、最長1年まで更新可。	市営住宅管理センター 077-548-8951 県庁土木交通部住宅課 077-528-4234
一時生活支援	住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供	NPO(特定非営利活動)法人・大津夜まわりの会 077-521-3603

貸付制度

生活福祉資金貸付	最大20万円の特例貸付があります(無利子。償還(返済)の時に、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還が免除)。 ①緊急小口資金 主に休業等により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付(最大20万円) ②総合支援資金 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付(単身：月15万円 2人以上世帯：月20万円以内)	大津市社会福祉協議会 077-525-9316
----------	--	--------------------------------

学費に困ったら

就学援助	経済的に困難な世帯の、小・中学校に必要な給食費、学用品、修学旅行費などを支援(コロナ影響の場合、年度途中でも申請可)	市教育委員会学校教育課 077-528-2633
就学支援金	高等学校等における教育に係る経済負担の軽減制度	滋賀県総務部私学・県立大学振興課 077-528-3271
大学等の減免制度・貸与型奨学金	日本学生支援機構の貸与型奨学金(日本学生支援機構)をはじめ、各大学などで独自の制度があります	日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 、または各校の奨学金窓口

税金や公共料金、社会保険料の猶予、減免

税金	各窓口にご相談ください	市税：市総務部収納課 077-528-2728 、国税：大津税務署 077-524-1111 、県税：西部県税事務所 077-522-9802
国民年金保険料		大津年金事務所 国民年金課 077-521-1789
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料		国民健康保険料： 077-528-2652 、後期高齢者医療保険料： 077-528-2687 、介護保険料： 077-528-2877
水道・ガス料金		市企業局お客様センター 077-528-2603 、下水道事業受益者負担金は 528-2765

事業者のみなさんへの支援

持続化給付金	売り上げが、前年同月比で50%以上減少している、中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主などが使える給付	コールセンター 0120-115-570
雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金	休校や営業自粛などで職員を休ませる際に、給料を補償する休業手当の一部を助成	コールセンター 0120-603-999
感染拡大防止臨時支援金(滋賀県の制度)	県の休業要請対象施設と、営業時間短縮に応じた飲食店など食事提供施設が対象。中小企業に一律20万円、個人事業主に一律10万円。申請受付：6月26日(金)まで	滋賀県コールセンター 077-528-1344
大津市の助成制度	※このリーフの表面をご覧ください	

事業者むけ融資

新型コロナウイルス感染症対応資金(滋賀県の制度)	民間金融機関が実質無利子、無担保、据え置き最大5年、保証料半額またはゼロで行う融資(借入希望が3,000万円以内)。借り換え可	大津商工会議所 077-511-1500
セーフティネット保証	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務を100%保証。市の認定を受ける必要があります	市商工労働政策課 077-528-2754
新型コロナウイルス感染症特別貸付	当初3年間、実質無利子の貸付	日本政策金融公庫大津支店 077-524-1656

その他、様々な制度があります。日本共産党大津市議団は各種団体・法律事務所とも協力し尽力いたします。まずはご相談ください。

【Q&A】

Q:「持続化給付金」を申し込みたいが、オンライン申請ができない。何か方法は？

A: 電子申請の方法がわからない方や、できない方に、補助員が電子申請の入力サポートを行う申請サポート会場が準備されています。現在、滋賀県内は守山会場のみ（5月16日現在）で、事前に予約が必要です。

申請サポート会場（5月16日開設）：
守山市吉身3-11-43 守山商工会議所2階
（JR守山駅から徒歩約20分）
電話予約：0570-077-866
（平日、土日祝日ともに9時～18時）



Q: 大津市の小規模事業者応援給付金は、フリーランスも対象ですか？

A: 個人事業主と証明できれば（たとえば確定申告、開業届など）対象になります。業種は問われず、農林水産業者、医師も含まれます。ぜひ担当窓口にお問い合わせください（表紙に記載）。

Q: 1人10万円の給付金は世帯ごとに申請するとされていますが、DVや虐待など問題がある場合、個別に受け取れますか？

A: 総務省は、「世帯主に給付された後でも、被害者からの申し出があれば本人と同伴者の分を支給する（世帯主は後日返還）」との方針を示しています。あきらめずに相談してください。

労働相談

- 滋賀県労働組合総連合 0120-378-060
- 滋賀労働局 077-522-6648

解雇や内定取り消し、賃金未払いなど、アルバイトや学生の方の相談にも対応しています。

DV、虐待相談

- 24時間対応・通話無料のDV相談窓口 0120-279-889
メールやチャット相談も実施されています。10か国語対応
- 市男女共同参画センター 077-528-2615
- 市子ども家庭課 077-528-2686



新型コロナ危機打開へ、たしかな情報を伝える

「しんぶん赤旗」をぜひお読みください

日刊紙 月3,497円

日曜版 月930円

滋賀県の情報誌

週刊「滋賀民報」月380円



【 お気軽にご相談ください 】



杉浦とも子
090-4491-1522



岸本のり子
080-3116-3877



小島よしお
090-5058-2832



林 まり
090-5045-2490



柏木けい子
090-1919-5298



たてみち秀彦
090-7105-3648